

令和6年度 6月定例

教育委員会会議 議事録

令和6年(2024年)6月19日

吹田市教育委員会

令和6年度6月定例教育員会会議

開催日時	令和6年(2024年)6月19日 15時30分～16時05分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 教育未来創生室総括参事 山根 正紀 保 健 給 食 室 長 小西 正晃 教 育 セ ン タ ー 所 長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 大川 雅博 学校教育室参事・指導主事 荒木大輔 教 育 総 務 室 主 幹 中谷 京子 まなびの支援課長代理 太田 美紀 さんくす図書館長 澤井 千聡 博 物 館 長 高橋 真希 青 少 年 室 主 幹 前田 隆男

○大江慶博教育長

それでは、ただいまから6月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に飴野委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は13席でございます。なお、現在の傍聴希望者数は11名でございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は13名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は13名まで許可いたします。

傍聴者の入室を許可いたします。

－ 傍聴者着席 －

○大江慶博教育長

次に、本日の日程第1、報告第13号から日程第4、報告第16号まで、及び日程第7、議案第41号から日程第8、議案第42号までについては、人事案件のため、また、日程第9、議案第43号については、公表することにより公正な選定に支障を来す恐れのある案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、日程第5、報告第17号、及び日程第6、請願第1号については、日程第1、報告第13号の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第1から日程第4まで、及び日程第7から日程第9までを秘密会とすること、及び日程第5及び日程第6についてを、日程第1の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第5、報告第17号「控訴の提起に関する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事

日程第5、報告第17号「控訴の提起に関する専決処分について」を御説明いたします。

議案書13ページを御覧ください。

本事案の概要といたしましては、市立小学校におけるいじめ重大事態の被害児童及びその両親が本市に慰謝料の支払いを求めている損害賠償請求事件について、第一審判決はガイドラインに違反した当該いじめに関するアンケート調査の手續が、裁量権を逸脱した違法なものであるなどとして、被害児童の本市に対する賠償請求の一部を認めましたが、第一審判決がガイドラインに違反した手續を裁量権の逸脱とまで評価したこと等について納得することができないため、いじめ重大事態の被害児童を相手方として、大阪高等裁判所に控訴したものになります。

本案は、教育長が臨時に代理し、市長の専決処分による控訴の提起について異議ないものとしたことについて承認を受けるものです。

以上、よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますよう、お願いいたします。

○大江慶博教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございま

せんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、報告第17号「控訴の提起に関する専決処分について」を承認します。

次に、日程第6、請願第1号「大阪・関西万博への遠足・校外学習を強要しないことの請願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事

請願第1号「大阪・関西万博への遠足・校外学習を強要しないことの請願について」事務局から御説明させていただきます。

議案書19ページを御覧ください。

請願者は、「夢洲カジノを止める会・吹田」籠谷氏で、請願内容は請願書に記載のとおりです。

それでは、まず初めに、大阪府の2025年日本国際博覧会児童生徒招待事業についての概要、本市の現在の状況について説明させていただきます。

日本国際博覧会、通称大阪・関西万博が2025年4月13日から10月13日までの期間で開催され、大阪府内の小学1年生から中学3年生の全児童生徒及び引率の教員を令和7年度の学校行事の一環として万博へ無料招待すると、令和6年1月に大阪府から連絡がありました。そのことに関わって、令和6年4月18日付で大阪府教育庁から府内各市町村教育委員会に対して意向調査を開始する旨、各小・中学校に周知するよう通知がありました。この通知を受け、本市教育委員会は各学校に回答を指示し、各学校が直接大阪府教育庁システムに学校情報を登録した後、学校単位での訪問の希望や来場予定学年や人数等の項目を順次入力し、全校が回答を完了しました。回答の状況につきましては、本市小・中学校の希望する学校の割合は85%、検討未定の学校は15%であることを大

阪府教育庁から情報提供を受けております。

調査依頼があった直後、大阪府都市教育長協議会から、大阪府教育委員会教育長宛てに、児童生徒の安全確保に関する緊急要望書が出されました。

内容は、子供たちの安心安全な移動手段の確保や安心安全に過ごすことができる場所の提供、円滑なパビリオン見学及び会場内の移動等になります。現在、本要望書に対する大阪府教育庁からの回答はございません。

請願書の(1)「万博への遠足、校外学習を強要せず、学校の判断を尊重してください」については、制度上、教育委員会が学校行事として行われる校外学習について、一律に実施の可否や行き先等を指示することではなく、請願項目(1)に記載されているような教育委員会が校外学習を強要することはありません。また、請願項目(2)については、校外学習が強要されないという前提に立てば、審議の必要がないものと考えます。

事務局の説明については以上です。

○大江慶博教育長

事務局の説明が終わりました。

この件について何か御質問・御意見はございますか。

では、私のほうから。吹田市として2025年日本国際博覧会について、これは子供が最先端の技術で未来や世界を実感し、かけがえのない体験ができる学びの場として期待をしています。一方で、学校行事という位置付けで実施する校外学習において、児童生徒の安全確保が必要不可欠であることは言うまでもなく、必要相当のバスの確保や熱中症対策、休憩場所や緊急時の避難施設等、請願者が危惧される事項と一部重複する内容についても、招待事業の主催者や府教育庁に対して検討を求めています。

このたびの請願は、教育委員会が学校に対して、遠足、校外学習として2025年日本国際博覧会の招待事業に応じ、その実施を強要すべきではないとの請願と解しますが、これまでも遠足や校外学習の実施を教育委員会が強要したこと

はなく、また、先ほど事務局から制度上実施を強要することはないと説明もありました。

つきましては、本請願については吹田市教育員会会議規則第23条の適用の余地がなく、そもそも採択の対象とはならず、すなわち不採択とすることが妥当と考えますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、請願第1号「大阪・関西万博への遠足・校外学習を強要しないことの請願について」は不採択といたします。

ここからは既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方及び関係者以外は退室をお願いします。

暫時休憩します。

－ 傍聴者退席 －

－ 秘密会－

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。